

5. 税 Tax

税に関するお知らせ

【担当：税務課】

①村税等の納期限

皆さんに納めていただいた税は、道路・公営住宅・公園などの社会資本整備、社会福祉・医療制度などの充実、教育の振興など、皆さんが健康で文化的な暮らしができるよう様々な活動に使われています。税は皆さんがよりよい生活をするための大切なお金ですので、納期を守って納付していただくようお願いします。

	軽自動車税	固定資産税	村・道民税*	国民健康保険税 後期高齢者医療保険料*
第1期	毎年4月末	毎年5月末	毎年6月末	毎年6月末
第2期		毎年7月末	毎年8月末	毎年7月末
第3期		毎年9月末	毎年10月末	毎年8月末
第4期		毎年11月末	毎年12月25日	毎年9月末
第5期				毎年10月末
第6期				毎年11月末
第7期				毎年12月25日
第8期				毎年1月末

※月末が土・日・祝日にあたる場合は、翌開庁日が納期限となります。

※村・道民税については、勤務先の給料から天引き（特別徴収）されている方を除きます。

※後期高齢者医療保険料については、年金から天引き（特別徴収）されている方を除きます。

②税に関する証明書について

税に関する主な証明書の種別及び手数料額は以下のとおりです。

種別	単位	手数料額
所得課税証明書・非課税証明書 納税証明書	1通につき	300円
児童手当用所得証明書 児童扶養手当用所得証明書	—	無料
固定資産評価証明書	1筆又は1棟につき	500円
公課証明書	1筆又は1棟につき	300円
土地家屋名寄帳	1通につき	200円*
建築証明書	1件につき	500円
住宅用家屋証明書	1件につき	1,300円
軽自動車税納税証明書（車検用）	納税通知書に添付されている証明書又は口座振替後に送付している証明書を紛失された場合は、無料で再発行します。	

※4月1日から固定資産税の第1期納期限までの期間は無料です。

③納税は簡単便利な口座振替で！

○村税等の納付には口座振替が利用できます。口座振替にするとこんなに便利です。

1. 税金を每期自動的に納付するので計画的な納税ができます！
2. 忙しいときでも窓口へ行く必要がありません！
3. 税金の納め忘れを防ぎます！

○口座振替ができる金融機関

北海道信用金庫留寿都支店・ようてい農業協同組合留寿都支所（取扱店名は真狩支所）・ゆうちょ銀行

○お申し込み

通帳、届出印、村税等の納税（納付）通知書を持参の上、上記の金融機関でお申し込みください。一度お申し込みいただくと2年目以降は自動的に更新されます。（お申し込みから口座振替の開始まで1か月程度かかる場合があります。ご了承ください。）

○口座振替を申し込むための様式は、役場税務課に備え付けているほか、留寿都村ホームページ（<http://www.vill.rusutsu.lg.jp>）からもダウンロードできます。（ゆうちょ銀行の様式はダウンロードできません。）

④軽自動車等の各種手続をお忘れなく！

軽自動車税は、4月1日現在、留寿都村内に主たる定置場のある軽自動車を所有している方に課税されます（ただし割賦販売の場合は、買主が所有者とみなされます）。取得、譲渡、廃車や住所変更の手続は早めに行ってください。

廃品業者に譲るなどして手元にない軽自動車等や故障して使用できなくなった軽自動車等についても、廃車手続をしないと引き続き課税されてしまいますので、忘れずに手続をお済ませください。

車種	手続機関	異動区分による必要書類		
		住所変更	廃車	譲渡
50cc以下 90cc以下 125cc以下 小型特殊自動車	留寿都村役場	旧市町村の発行する 廃車証明書類 本人確認書類*	ナンバープレート 本人確認書類*	譲渡証明書 本人確認書類*
軽四輪 軽二輪 (126cc～250cc)	軽自動車検査協会札幌主管事務所	車検証 本人確認書類* 3か月以内の住民票	車検証 本人確認書類* ナンバープレート	車検証 本人確認書類* 新所有者の3か月以内の住民票
250cc超の二輪車	札幌運輸支局			

※旧市町村で手続をしないまま転出した場合は、転出先の市町村にナンバープレートと本人確認書類*を持参の上で相談ください。

※「本人確認書類」とは「運転免許証」「マイナンバーカード」等のことをいいます。

手続の詳細は、各手続機関へお問い合わせください。

◆手続機関

軽自動車検査協会札幌主管事務所 ☎050-3816-1763

札幌運輸支局 ☎050-5540-2001

留寿都村役場税務課 ☎0136-46-3131

⑤軽自動車税の減免手続について

障がい者や障がい者と生計を同じくする人が障がい者のために使用する軽自動車等で、一定の要件に該当する場合は軽自動車税が減免されます。減免を受けるためには申請が必要です。減免申請書の提出等については、役場税務課までお問い合わせください。

※申請期限は、納期限（毎年4月末）までです。

※減免できる台数は、一人につき軽自動車と普通自動車合わせて1台となります。

※障がいの区分及び級別により減免の対象とならない場合があります。

⑥新築住宅に係る固定資産税の減額措置について

新築の住宅について、床面積等一定の要件を充たすときに新築後一定期間の固定資産税が減額される場合があります。減額措置を受けるための条件等については、役場税務課までお問い合わせください。

⑦償却資産と固定資産税について

会社や個人で工場、商店、農業などを経営している方や、駐車場やアパートなどを貸し付けている方が、その事業のために用いている構築物・機械・器具・備品等の有形固有資産を「償却資産」といい、土地・家屋と同じように固定資産税の課税対象となります。一般的には、法人税法又は所得税法の規定による減価償却の対象となる資産をいいます。

留寿都村内に償却資産をお持ちの方は、毎年1月1日現在の資産所有状況を1月31日までに申告していただくことになっております。虚偽の申告をした者や申告をしなかった者に対しては罰則があります。

申告の対象となる資産や申告手続について、詳しくは、役場税務課までお問い合わせください。

⑧個人住民税の均等割の税額の引上げについて

平成23年に発生した東日本大震災を踏まえ、「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」が制定されました。

この法律により、平成26年度から令和5年度までの10年間、個人住民税の均等割が次のとおり引き上げられています。

区 分	村民税	道民税	合 計
平成25年度まで	3,000円	1,000円	4,000円
現行 (平成26年度から 令和5年度まで)	3,500円	1,500円	5,000円

その他村税について詳しく知りたい方は、留寿都村のホームページをご覧ください。役場税務課までお問い合わせください。

●問合せ先

税務課 電話 0136-46-3131 ホームページ <http://www.vill.rusutsu.lg.jp>